

令和 2 年 4 月 1 日

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「原子力施設等における緊急作業に従事する職員等の長期的健康管理について」の一部改正について（通知）

「原子力施設等における緊急作業に従事する職員等の長期的健康管理について（通知）（平成 2 8 年 1 月 2 7 日職職—2 1）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
3 通常被ばく限度を超えた特例緊急作業従事職員等の中長期的な線量管理 (1) (略) (2) 事故発生時を含む線量管理期	3 通常被ばく限度を超えた特例緊急作業従事職員等の中長期的な線量管理 (1) (略) (2) 事故発生時を含む線量管理期

間内での通常被ばく適用作業での放射線管理

ア 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（通知）（昭和38年職厚一2327）第4条の2及び第4条の3関係第1項ただし書に規定する放射線業務に従事させる統括原子力運転検査官等については、通常被ばく線量のみの累計が通常被ばく限度（1年50mSvかつ5年100mSv）を超えないようにしなければならない。

イ アの放射線業務に従事する統括原子力運転検査官等に対しては、あらかじめ、医師による診察を受けさせるとともに、規則10—5及び本指針に基づく線量管理及び健康管理を行う。

ウ （略）

間内での通常被ばく適用作業での放射線管理

ア 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（通知）（昭和38年職厚一2327）第4条の2及び第4条の3関係第1項ただし書に規定する放射線業務に従事させる原子力保安検査官については、通常被ばく線量のみの累計が通常被ばく限度（1年50mSvかつ5年100mSv）を超えないようにしなければならない。

イ アの放射線業務に従事する原子力保安検査官に対しては、あらかじめ、医師による診察を受けさせるとともに、規則10—5及び本指針に基づく線量管理及び健康管理を行う。

ウ （略）

以 上